

社会福祉法人わかば会  
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。
- 5 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。
- 6 評議員に対する報酬等の額は、別表3に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員会及び第三者委員会等の外部委員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事及び非常勤の理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬

等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬については、職員給与規程第3条に準じた時期とする。

(2) 賞与については、職員給与規程第21条に準じた時期とする。

2 非常勤の役員（理事長を除く）、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員並びに第三者委員等の外部委員に対する報酬等は、理事会または評議員会等への出席など、職務執行の当日、支払うものとする。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等の費用は、別表第5に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わないものとする。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年定時評議員会の議決日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

令和2年定時評議員会の議決日に改正し、令和2年1月30日から適用する。

令和5年定時評議員会の議決日から施行する。

令和6年定時評議員会の議決日に改正し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1（常勤役員の報酬：該当者なし）

役職名	報酬の額
理事長	年額 2,700,000 円
理事	年額 1,350,000 円

※常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

別表 2（非常勤役員の報酬）

## (1) 理事長

職務執行のための出勤（6時間×2日/週）	月額 100,000 円
理事会・評議員会等会議への出席（上記との併給は行わない）	日額 5,000 円
出勤予定日数以上の職務の執行	時給 1,500 円

## (2) 理事

理事会・評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための職務の執行	日額 3,000 円

## (3) 監事

監事監査への出席	日額 10,000 円
理事会・評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための職務の執行	日額 3,000 円

別表 3（評議員の報酬等）

理事会・評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための職務の執行	日額 3,000 円

別表 4（評議員選任・解任委員会委員及び第三者委員会等外部委員の報酬等）

評議員選任・解任委員会等への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための職務の執行	日額 3,000 円

別表 5（費用）

事 項	費用弁償額
理事会・評議員会等会議への出席（公共交通機関利用）	自宅からの実費額
同 上（公共交通機関利用なし）	自家用車利用 40 円/km
県外出張	職員旅費規程に定める額
上記の他、職務執行に必要な経費（出席者負担金等）	職務執行に必要な額